

主催者ミニアプリの利用に関する運用ルール

1. はじめに

- (1) 本運用ルールは、地域活動やボランティア活動(以下「地域活動等」という。)の主催団体が、熊本市(以下「本市」という。)がくまもとアプリ内で提供する主催者ミニアプリ(以下「本ミニアプリ」という。)を利用して地域活動等を主催するために必要な事項を定めるものとする。
- (2) 本ミニアプリを利用する団体は、くまもとポイント制度実施要綱(令和6年3月26日制定。以下「実施要綱」という。)及び主催者ミニアプリ利用規約(以下「利用規約」という。)を順守するものとする。

2. 本ミニアプリの利用要件

- (1) 本ミニアプリで地域活動等を主催することができる団体(以下「主催団体」という。)は、次のいずれかに該当し、本市から承認を受けた団体であること。ただし、(1)を除く団体は本市に主たる事務所を置いているものに限る。
 - (ア)地方公共団体
 - (イ)町内自治会及び熊本市校区自治協議会に関する要綱第3条第2号に掲げる地域団体
 - (ウ)本市が認証した NPO 法人
- (2) 実施要綱第 6 条に掲げる活動の範囲内で本ミニアプリを利用すること。

3. 本ミニアプリの利用申請

- (1) 本ミニアプリを利用して地域活動等を主催することを希望する団体(以下「主催希望団体」という)は、本市ホームページから本ミニアプリをインストールし、次の各号に掲げる項目を本ミニアプリから本市に申請すること。
 - (ア)団体の分類
 - (イ)団体名
 - (ウ)代表者
 - (エ)所在地
 - (オ)団体の概要
 - (カ)団体のホームページ
 - (キ)電話番号
 - (ク)メールアドレス
 - (ケ)活動分野
 - (コ)活動の実績
 - (サ)組織図、役員名簿
 - (シ)会則等

- (2) 申請にあたっては、真実かつ正確な情報を申請すること。
- (3) 申請項目は団体によって異なることがある。

4. 承認の通知

- (1) 本市は、主催希望団体の申請があった場合は、申請項目を審査し、主催団体として承認するものとする。承認した場合は、主催希望団体の申請者に対して本ミニアプリを通じて承認の通知し、本ミニアプリの管理権限を付与するものとする。
- (2) 申請者は主催団体として承認された場合、本ミニアプリから承認の通知を確認することができる。
- (3) 申請者は主催団体として承認されなかった場合、本ミニアプリから差戻しの通知を確認することができる。なお、必要に応じて申請内容の修正を行い、再申請を行うことができる。

5. 管理権限

- (1) 本ミニアプリの管理権限は年度ごとに更新手続きを行うものとする。
- (2) 主催団体の申請者は同じ団体に属するメンバー3名程度に管理権限を付与することができる。
- (3) 主催団体の申請者は管理権限を持つメンバーに変更が生じた場合は、速やかに本ミニアプリから変更を行うこと。

6. 対象活動

- (1) 各主催団体が本ミニアプリに登録できる活動は実施要綱第6条に定める活動であること。
- (2) 主催団体は主催した地域活動等の内容について本市から説明を求められたときは、誠実に対応すること。

7. ポイント付与及び活動証明書の発行

- (1) 主催団体は地域活動等の終了時にポイント付与及び活動証明書発行用二次元コードを提示する。
- (2) 付与されるポイントは一活動100ポイントとする。
- (3) 付与されたポイントの有効期限は付与日から起算して1年間とする。
- (4) ポイントの付与及び活動証明書の発行は、原則として地域活動等の実施日のみ行うことができる。

8. 変更手続

主催団体は当初申請した内容に変更が生じた場合、本ミニアプリから変更の申請を行うこと。

9. 更新手続

主催団体は翌年度も本ミニアプリの利用を希望する場合は、本市が指定する期間内に本ミニアプリから更新申請を行うこと。

10. 終了手続

主催団体は、年度の途中で本ミニアプリの利用を終了する場合、本市が指定する方法により終了の手続を行うこと。

11. 本ミニアプリ利用の一時停止

(1) 本市は、主催団体が実施要綱第5条3項各号及び利用規約第16条のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合、本市は事前に通知することなく、当該団体の主催者ミニアプリの利用を停止または一時停止することができるものとする。

(2) 本市は、本ミニアプリの利用を一時停止したのち、当該主催団体に対し、内容を確認し、本ミニアプリの利用の継続を判断するものとする。

(3) 本市が本ミニアプリの利用を一時停止した結果として、第三者に損害が生じた場合、本市の重過失によるものである場合を除き、本市は責任を負わないものとする。

12. 運用ルールの変更

本市は、くまもとポイント事業実施期間中に必要に応じて、本運用ルールの内容を変更できるものとする。

13. 個人情報の取扱い

主催団体は、本ミニアプリにより収集した個人情報を、厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じること。

14. 問い合わせ先

本ミニアプリに係る問い合わせは下記に対して行うものとする。

熊本市 くまもとアプリ運営事務局

所在地 熊本市中央区手取本町1-1

電話番号 096-328-2477/9:00~17:00(土曜日・日曜日・祝日・年末年始除く))

e-mail kumaapuri-madoguchi@city.kumamoto.lg.jp